



Supporting corporate social responsibility activities

# 法人の奨学金返還費用を 県が肩代わり。\*

社会的責任活動（CSR）へ積極的に取り組む  
法人向け補助制度のご案内

従業員への奨学金返還支援の負担額を助成します。

年間20万円の返還支援してる法人の例



進学率の上昇や進学費用の高騰により、新社会人の半数以上が進学時の奨学金を返還しています。その負担が社会問題となっており、法人が自ら返還を肩代わりする時代となっています。これに対応して、県や一部の市町村では奨学金返還費用の一部を補助する制度を実施しています。自社のCSR活動の拡大や継続に向け、この補助制度の利用をご検討ください。

詳細・申請書等はウェブサイトをご覧ください。



<https://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship>

長野県奨学金返還支援制度

検索



〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2  
TEL:026-235-7118 FAX:026-235-7327  
E-mail:rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

※他の支援（補助金・助成金等）制度との併用が可能です。補助金は奨学金返還費用の全額をカバーするものではありません。

詳細は裏面をご覧ください

## 長野県の補助 他の支援(補助金・助成金等)制度との併用が可能です。

### 補助対象企業

長野県に本社等 資本金 10億円未満

県内に本社等を置く資本金10億円未満の中小企業、NPO、社会福祉法人、公益法人等

就業規則 社内規定等

奨学金返還支援制度を設けている

県「職場いきいきアドバンスカンパニー」に1コース以上認証されている

国の認定制度「くるみん」「えるぼし」「ユースエール」を取得の場合、実績報告の時点において、「職場いきいきアドバンスカンパニー」を取得することを前提に申込みが可能です。

### 補助内容

|       |                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------|
| ●対象経費 | 従業員の奨学金返還を代理して、企業が学生支援機構に対し直接返還するか、企業が奨学金返還費用を対象従業員に給付した額 |
| ●補助割合 | 1/2 ●上限額 10万円(支援対象従業員1人あたり・年額)                            |
| ●上限人数 | 3人(1社あたり・各年度)                                             |

【次に該当する場合は5人(1社あたり・各年度)】

いずれか1つ取得 各認証を2つ以上取得

アドバンスプラス プラチナくるみん プラチナえるぼし

例1 例2

### ●補助期間

入社した年度を含め5会計年度(支援対象従業員1人あたり)

例:20万円/年の代理返還を行った場合

例:毎年3名が対象となり、交付申請を行った場合の補助金額

| 初年度   | 2年目   | 3年目   | 4年目    | 5年目    |
|-------|-------|-------|--------|--------|
| 30万円  | 30万円  | 30万円  | 30万円   | 30万円   |
| 計30万円 | 計60万円 | 計90万円 | 計120万円 | 計150万円 |

### 対象従業員

- 対象企業が返還支援制度を創設後、採用された者(中途採用者を含む)
- 雇用期間の定めのない正社員である者

### お手続きの流れ

採用決定後に申請手続きをお願いいたします。

採用決定 → 交付申請 → 交付決定 → 入社後最初の手当支給(給与) ※交付決定前の支給分は補助対象外です。 → 実績報告 → 補助金交付

補助金の申請手続きは毎年度行う必要があります。

## 市町村の補助

支援対象が企業が個人であるかなど条件等詳細は各市町村の奨学金返還支援担当課へお問い合わせください。

### 奨学金返還支援を実施している長野県内市町村

長野市/松本市/上田市/岡谷市/飯田市/諏訪市/須坂市/小諸市/伊那市/駒ヶ根市/大町市/飯山市  
塩尻市/佐久市/千曲市/小海町/南相木村/北相木村/佐久穂町/立科町/下諏訪町/富士見町  
箕輪町/飯島町/南箕輪村/中川村/宮田村/松川町/阿南町/阿智村/下條村/売木村/天龍村/泰阜村  
喬木村/豊丘村/王滝村/大桑村/木曾町/生坂村/白馬村/小谷村/山ノ内町/信濃町/大鹿村

令和5年6月1日現在

### 他の支援(補助金・助成金等)制度の手続きの流れ



他の都道府県、市町村の情報は内閣府のウェブサイトをご覧ください。

奨学金 地方定着 デジタル田園 検索 <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shougakukin/index.html>

地方創生

お問い合わせ先



0120-640-234

平日9時-17時



syokuba@ecure.co.jp

次の項目を記載しお送りください。  
法人名/名前/連絡先/支援・相談の内容

制度導入検討などお気軽にご相談ください。

奨学金返還制度の導入のほか、職場いきいきアドバンスカンパニー認証の申請の支援、制度等のアドバイスや事例のご説明など専門のアドバイザーをご利用いただけます。費用は必要ありません。

令和6年度 選ばれる職場づくり推進事業受託事業者

E-CURE  
Human Resources Consulting イーキュア